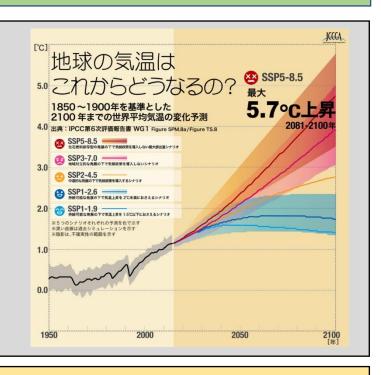
第1章 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。この地球温暖化の支配的な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加であることに疑う余地がないとされ、世界平均気温は 1850 年から 2020 年までの間に 1.09℃上昇したといわれています。今後も化石燃料に依存し、気候対策を行わなかった場合の 21 世紀後半の気温は、20 世紀末頃と比較して 5.7℃上昇すると予測され、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題となっており、世界は脱炭素社会の実現に向けて大きく動き出しています。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成 20 (2008) 年 3 月に「霧島市地球温暖化対策実行計画」を策定して以来、市役所の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制対策に取組んでいます。

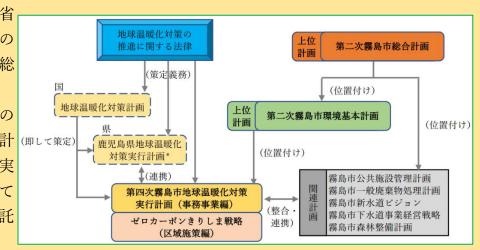


第2章 基本的事項

本市は、令和5年2月20日に「2050年までのゼロカーボンシティの実現」を宣言し、市役所として率先した地球温暖化対策を実行するため、令和5年3月に第四次霧島市地球温暖化対策実行計画(市役所事務事業編)を策定しました。

本計画は、第三次計画に引き続き、市役所を一つの事業所として捉え、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギー電気の利用による温室効果ガスの排出削減のほか、森林の持つ吸収作用の保全・強化、環境物品の調達、廃棄物の排出抑制等、総合的な地球温暖化防止対策の具体的な取組事項を定めています。

行政計画上の位置付けは、第二次霧島市総合計画及び第二次霧島市環境基本計画の下位計画となり、その他連携すべき関連計画として5つの計画を掲げています。本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の中で示されている平成25年度とし、実施期間は本市上位計画との整合を図る観点から、令和5~9年度までの5か年としています。計画の対象範囲は、本市が実施する全ての事務事業と管理運営を外部に委託しているものも含め、対象施設は692施設です。



第3章 温室効果ガスの排出状況

- ●基準年度(平成 25 年度): 42,714 t C O 2 (うち二酸化炭素 41,659 t C O 2 【97.6%】)
- ●令和 4 年度実績: 46,452 t C O₂ (うち二酸化炭素 44,600 t C O₂ 【96.0%】)
- ●令和4年度温室効果ガス排出原因別割合:電気の使用47.6%、廃棄物の焼却33.4%、その他19.0%

第4章 第四次計画の削減目標及び取組

1. 削減目標

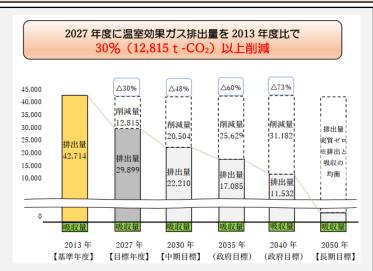
第四次計画は政府削減目標を踏まえつつ、令和9年度に温室効果ガスを基準年度である平成25年度比で30%(12,815 t-CO₂)以上削減することを目標としています。

2. 取組項目

4つの取組項目

- ①徹底した省エネルギー対策
- ②再生可能エネルギー電気の利用
- ③環境負荷の少ない物品等の調達
- ④吸収作用の保全及び強化

①省エネルギー対策では、公共施設の照明の LED 化や公用車の電動化、(仮称) 霧島市クリーンセンターの新設を着実に進めるとともに、②再生可能エネルギー電気の利用においては、公共施設への太陽光発電設備の導入を積極的に進めることとしています。併せて、③グリーン購入や環境物品の購入を心掛け、④市有林においては、人工林の間伐や皆伐・再造林による森林の適正管理に努め、森林が持つ二酸化炭素の吸収力の強化を図ります。



第5章 計画の運用

本計画の着実な推進を図るため、庁内に「霧島市地球温暖化防止活動実行委員会」を設置し、 計画の進捗管理や改定作業、部局間の調整等を行います。

施策の展開にあたっては、事務局である地域政策課と関係各課が連携し、第4章に掲げる取組項目を着実に進めるとともに、個別に PDCA サイクルを実施することにより措置の成果を高めます。

また、市の附属機関である霧島市環境対策審議会に必要な説明を行い、本計画の改定や施策に対する意見や計画の進捗に対する外部チェックを受けます。

年度ごとの温室効果ガス排出の実績については、庁内関係課への実態調査により対象施設に おける活動量を把握し、温室効果ガスの総排出量を算定して、翌年度に公表します。

